

令和8年度 胎内市 合併振興基金活用事業補助金 募集要項（コミュニティ支え合い型）



《募集期間》

＜コミュニティ支え合い型＞

令和8年4月1日(水)～令和8年5月29日(金)

※期間終了後も予算の範囲内で随時受け付けます。

問合せ先

胎内市総合政策課 行革協働係

〒959-2693 胎内市新和町 2-10

電話：0254-43-6111（内線1357）

FAX：0254-43-2868

E-mail：gyoukaku@city.tainai.lg.jp

目次

I	コミュニティ支え合い型募集要項	
1	目的	3
2	補助対象団体	3
3	補助対象事業	3
4	補助金の額	4
5	補助の対象となる経費	4
6	申請方法	5
7	補助金の交付方法	5
8	事業実施に当たっての注意点	6
9	事業終了後の手続	6
様式第1号	胎内市合併振興基金活用事業補助金（コミュニティ支え合い型） 交付申請書	7
様式第2号	胎内市合併振興基金活用事業補助金（コミュニティ支え合い型） 実績報告書	11
様式第3号	補助金（交付・概算払）請求書	14
	胎内市合併振興基金活用事業補助金（コミュニティ支え合い型） 事前着手届	15
	胎内市合併振興基金活用事業補助金（コミュニティ支え合い型） 変更交付申請書	16
	委任状	17

はじめに

市では、第2次胎内市総合計画において「自然が活きる、人が輝く、交流のまち」を基本理念と定め、「市民と行政の協働によるまちづくり」を推進しています。これは、「行政主導」から「市民と行政が対等な立場で、相互特性を認め、地域の問題の解決や共通する目標の実現に向かって協働、協調するまちづくり」へと転換を図っていくことといえます。

この方針の下、市では「胎内市合併振興基金」を設置し、市民が自主的に実施する様々な地域活性化の取組に対して、「胎内市合併振興基金活用事業補助金」の交付を行っています。

この制度により、多くの方々が地域を元気にする事業に携わり、市民主体のまちづくりが推進されますよう、多数のご応募をお待ちしています。

胎内市合併振興基金活用事業補助金 (コミュニティ支え合い型) 募集要項

1 目的

地域の高齢者などのちょっとした困りごとをコミュニティで支える活動（地域支え合い活動）を行っている自治会や団体に対して、補助金を交付します。

2 補助対象団体

地域支え合い活動を行っている自治会または住民のグループ（原則として、1行政区当たり1団体までを対象とします。）

3 補助対象事業

地域の高齢者等を対象として、次のような支え合い活動を1つ以上行っていれば対象となります。

庭仕事	草取り、花木の水やり、植木の剪定 など
ゴミ出し	日常行うゴミ出し など
掃除	居室内の清掃、家具の移動、敷地内の清掃 など
不用品整理	ごみの分別、大型ゴミの処分 など
電球交換	
調理	調理、配膳・後片付け など
買物	食品・日用品の買物、薬の受取り など
送迎・外出付添い	病院への送迎、買物の同行、外出の付添い など
洗濯	洗濯、洗濯物の取り入れ・収納、アイロンがけ など
衣替え	衣類の整理整頓 など
雪かき・雪下ろし	
見守り	高齢者・障がい者・子ども等の見守り、話し相手 など
飼育動物の世話	飼育動物の散歩、給餌等
その他市が認めるもの	

ただし、以下の場合は補助の対象にはなりません。

- 個人での活動
- 営利や政治的・宗教的活動を目的とするもの

地域支え合い活動を対象とした補助金・助成には次のものもあります。
これらを受けていても交付の対象となる場合がありますので、ご相談ください。

- 地域支え合い体制づくり事業補助金（胎内市）
- ボランティア活動団体等助成（胎内市共同募金委員会）
- 胎内市介護予防・日常生活支援総合事業第1号生活支援事業補助金（胎内市）

4 補助金の額

補助上限額

補助金の上限は、次の①又は②のいずれか低い金額となります。

①補助対象経費から当該事業に係る事業収入を差し引いた額

②1年度当たり3万円まで

（活動対象地域の世帯数が50世帯以上の場合は5万円まで）

5 補助の対象となる経費

補助金は、1年度当たり1回申請することができ、活動に要する経費（補助対象経費）に充てることができます。なお、この補助金は、毎年度受けることができます。

補助対象経費とは、支出した実費（謝礼以外のもの）の全額と、活動時間1人1時間につき500円として計算した額の合計額です。

ただし、補助の対象とならない経費もありますので、ご注意ください。

（1）対象となる経費（実費）の例

- ボランティア活動を行った方に対する謝礼、交通費
※謝礼については実際の謝礼額にかかわらず、活動時間1人1時間につき500円として経費を計算します。
- 機具等の燃料費、車のガソリン代
- 活動に関する飲料、菓子代
- 活動を周知する文書・チラシ、事業報告書などの作成・印刷費用
- 郵便料金、送料
- ボランティア保険の保険料
- 機具や物品の借上料
- 活動に必要な備品・物品（資材、機具等）の購入
- 機具等の修繕費用

※保険料：申請年度の翌年度も地域支え合い活動を継続するために、翌年度の契約を締結し、当該保険料を支払う場合も含む。

（2）対象とならない経費（実費）の例

- 食事代、アルコール類の飲料代
- 施設等の整備・修繕費
- 活動と関係のない経費
- 他の補助を受けて購入する備品等に係る経費

6 申請方法

(1) 募集期間

令和8年4月1日(水)～令和8年5月29日(金)
この期間後も予算の範囲内で随時受け付けます。

(2) 申請方法

次のものを持参の上、総合政策課 行革協働係(市役所3階)までお越しください。

- 年間の活動計画が分かるもの
 - 年間の収支の予定が分かるもの
 - 構成員名簿
 - 補助金の振込口座の通帳(写し可)(概算払を希望する場合)(振込先口座名義(カタカナの名義を含む)、振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号等が確認できる預金通帳(表紙と見開きページ))
- ※振込口座の名義人が団体の代表者以外の方の場合は、委任状の提出が必要です(委任する者の押印が必要となります)。

市のホームページからダウンロードした申請用紙に記入し、添付書類をご用意の上、郵送または持参いただいてもかまいません。

<https://www.city.tainai.niigata.jp/gyose/sogoseisasu/gappeishinkoukikin2.html>

(3) 交付の可否について

申請内容を市で審査し、交付決定します。交付の可否については、書面によりお知らせします。

7 補助金の交付方法

実績報告書等に基づき、活動実績に応じて「実績払」で交付します。ただし、活動資金に余剰がない場合等については「概算払」での交付も行います。

概算払	最初に交付決定分の補助金の交付が受けられます。当年度の事業が終了した後に、実際の活動の支出額等から補助金額を精算し、余剰がある場合は返納手続等を行います。
実績払	交付決定分の活動経費を申請団体で立て替えて支払っていただき、当年度の事業が終了した後に補助金の交付を受けます。

8 事業実施に当たっての注意点

(1) 活動時に作成しておく書類等

当年度の事業終了後に提出が必要となりますので、次のものを作成・保管しておいてください。

- 活動実態を記録したもの（活動日報など）
※活動日・時間・活動人数等を記録し、実際に活動したことを証明するものとして依頼者のサインをもらってください。
- 収支を明らかにした帳簿（出納簿など）
- 支出の証拠となる領収書等（謝礼等の支出については内訳が確認できるもの）

(2) 帳簿及び証拠書類の保管

支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、5年間保管しておく必要があります。

(3) 補助金の増額申請

事業内容に変更があり、補助金交付申請額を増額したい場合は、変更申請の手続を要しますのでご相談ください。

9 事業終了後の手続

実績報告に係る様式及び書き方については次のとおりです。

(1) 実績報告書の提出

当年度の事業が終了次第、令和9年3月末日までに次のものを提出してください。

- 実績報告書（様式第2号）
- 活動実態が確認できるもの（活動日報など）
- 収支決算書
- 領収書等の写し
- 補助金交付請求書（様式第3号）（実績払を希望する場合）
- 補助金の振込口座の通帳の写し（振込先口座名義（カタカナの名義を含む）、振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号等が確認できる預金通帳（表紙と見開きページ））

※振込口座の名義人が申請団体の代表者以外の方の場合は、委任状の提出が必要です（委任する者の押印が必要となります）。

(2) 補助金の額の確定

提出いただいた実績報告書に基づき、実施内容を確認した後、補助金の額を確定し、書面でお知らせします。

活動の実績がない場合や、対象とならない経費があった場合等は、当初の交付決定額どおりの交付とならない場合がありますのでご了承ください。